

令和5年度使用教科用図書の採択指導の基本方針等について

1 採択指導の基本方針

(1) 義務教育諸学校用教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び同法施行令第15条の規定により、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、令和4年度用と同一の教科用図書を採択する。

(2) 一般図書（特別支援学校・学級用）について

無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定により、毎年採択替えができるので、文部科学省作成の「一般図書一覧」のうち、県教育委員会が調査研究のうえ選定した令和4・5年度用選定一般図書の中から、児童生徒の実態に合い、教育目標達成上適切なものを採択する。

(3) 教科書展示会について

ア 展示会を告示して広く県民に周知する。

イ 教科書センターに「意見箱」を設置し、閲覧者の意見等を得、参考とする。

2 県立学校（県立特別支援学校の小学部・中学部、県立高等学校中等部、県立夜間中学）の採択基本方針

(1) 県立学校の教科用図書の採択は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、県教育委員会がこれを行う。

(2) 県教育委員会は、無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定により、令和4年度と同一のものを採択する。ただし、県立夜間中学の教科書用図書は夜間中学設置の目的や入学予定者の状況等を踏まえ、新たに採択するものとする。

(3) 県立特別支援学校の小学部・中学部の文部科学省著作教科書及び県教育委員会を選定した一般図書については、毎年採択替えができるので、校長からの採択希望教科書の内申を受けて検討し、県教育委員会が採択する。

3 採択基準

(1) 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。

(2) 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。

(3) 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。

【 参 考 】

〔無償措置法 第14条〕

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする

〔無償措置法施行令 第15条〕

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第21条 第6号〕

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。